民　事　訴　訟　法　　（50 点）

以下の設例に関する問１と問２に答えなさい。

＜設例＞

ＸとＹの間で、Ｙが居住している未登記建物甲の所有者がＸとＹのいずれであるかについて争いが生じた。そこで、Ｘは、Ｙを被告として、建物甲の所有権に基づいて建物甲の明渡しを求めて、建物甲の所在地を管轄する京都地方裁判所に訴え（以下「前訴」という）を提起した。この前訴に係る訴訟手続において、受訴裁判所から、「①Ｙは建物甲の所有権がＸにあることを承認する、②Ｘは、向こう３年間、Ｙが建物甲に無償で居住することを承認する」という内容の和解をすることが勧告され、ＸもＹもこれを受諾し、令和２年６月 25 日にそのような内容の和解調書が作成された。

令和３年９月６日に、Ｘが建物甲の現状を確認しに行ったところ、見知らぬ者がそこに居住していた。Ｘが、その者に尋ねたところ、「自分はＹの友人のＺといいます。今年の４月１日から５年間の約束で、月額６万円の賃料で、Ｙからこの建物を借りています。Ｙは、現在、仕事の関係で、千葉県に住んでいます」との答えが返ってきた。

そこで、Ｘは、同年 10 月１日に、Ｙに対して、同年４月１日から９月 30 日までの６か月分の賃料相当額 36 万円の不当利得と、同年 10 月１日からＺが建物甲を明け渡すまで賃料相当額の月額６万円の不当利得をそれぞれ返還することを求めて、また、Ｚに対して、建物甲の所有権に基づいて、建物甲の明渡しを求めて、京都地方裁判所に１通の訴状で訴え（以下「後訴」という）を提起した。

問１

後訴に係る訴訟手続の第１回口頭弁論期日において、Ｙは、本案についての答弁をする前に、「Ｙが千葉県に在住しているので、Ｙとの関係では、後訴についての管轄は京都地方裁判所にない。また、Ｙに対する請求の訴額は 140 万円に満たないので、この請求を管轄するのは、地方裁

判所ではなく、簡易裁判所である」と主張した。この主張の当否を論じなさい。

問２

　和解調書に既判力を肯定する見解を前提とするとき、後訴でのＹに対する請求とＺに対する請求のそれぞれについて、前訴の和解調書がどのような影響を及ぼすか、検討しなさい。また、和解調書の既判力を否定する見解による場合はどうか。